

監 第 308 号  
平成19年6月15日

岡山県行政書士会  
会長 井上 雅治 殿

岡山県土木部監理課長

### 建設業更新申請等に係る添付書類の省略について

平素から、本県の建設業行政につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、建設業許可更新申請に当たっては、これまで、建設業法第6条第2項及び建設業法施行規則第4条第3項の規定にかかわらず、工事経歴書、財務諸表等の書類の提出をお願いしてきたところですが、次の1のとおり、これらの添付書類を省略することができることとし、また、業種追加及び般・特新規の申請についても、次の2のとおり、添付書類の省略ができるものとなりましたので、通知します。

つきましては、このことにつきまして、貴会会員への御周知方よろしくお願いいたします。

なお、建設業法第11条第2項に規定する事業年度終了報告につきましては、毎事業年度終了後4ヶ月以内に提出いただくよう、関係業者への周知につきまして、引き続き御協力ください。

### 記

#### 1 更新申請に係る添付書類の省略について

建設業の更新許可申請に当たっては、次の書類の提出を省略できるものとする。

- ①工事経歴書（様式第2号の2）
- ②直前3年の下記事業年度における工事施工金額を記載した書面（様式第3号）
- ③使用人数を記載した書面（様式第4号）
- ④貸借対照表、損益計算書等（株主資本変動計算書、注記表、附属明細表を含む。）  
（様式第15～17の3号）

#### 2 業種追加及び般・特新規申請に係る添付書類の省略について

建設業の業種の追加申請及び般・特新規申請に当たっては、上記1の④に係る書類の提出を省略できるものとする。

#### 3 注意事項

上記1・2の取扱いについては、少なくとも直前3期分の事業年度終了報告書が提出されている場合（上記2の場合において、建設業の許可所得後、3年を経過しない場合には、2の申請時点で提出すべき事業年度終了報告を全て提出している場合を含む。）に限り適用する。

#### 4 施行日

平成19年9月1日

**\*平成19年9月1日から建設業更新許可申請書等に添付する書類が変更されます。**

## 建設業許可更新申請書を提出される方へ

### ○事業年度終了の届出は提出済ですか。

建設業法第11条第2項の規定により、許可を受けた建設業者は、毎事業年度経過後、4ヶ月以内に工事経歴書等を添えて貸借対照表、損益計算書等の書類を提出することとされています。

建設業許可の更新申請に当たっては、この届出が提出されていることを必ずご確認ください。

もし、この届出が未提出の場合は、直前の3期分に係る変更届を更新申請書に併せてご提出いただくようお願いします。

なお、この届出が提出されていない場合は、更新手続がなされない場合がありますので、ご注意ください。

### ○届出書を提出した方は、添付書類が省略できます。

上記のとおり、事業年度終了の届出が提出されている業者については、次の更新申請書の添付書類を省略できることとしました。(平成19年9月1日施行)

- ①工事経歴書(様式第2号の2)
- ②直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)
- ③使用人数を記載した書面(様式第4号)
- ④貸借対照表、損益計算書等(法人の場合:様式第15, 16, 17号 個人の場合:様式第18, 19号)

### ○直近の5年間に提出している変更届及び許可申請書を御持参ください。

役員・代表者、所在地、資本金、専任技術者、経営業務管理責任者、許可業種及び決算の内容などを確認するため、可能な限り、直近の5年間に提出された変更届・許可申請書を今回の更新許可申請書とともに御持参ください。

## 業種追加、般・特新規申請書を提出される方へ

建設業の業種追加、\*般・特新規に係る許可申請書を提出する場合は、次の添付書類を省略できることとしました。(平成19年9月1日施行)

- 貸借対照表、損益計算書等  
(・法人の場合:様式第15, 16, 17号 ・個人の場合:様式第18, 19号)

\* 般・特新規申請とは:一般建設業の許可を受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合をいう。